

このたびの九州の豪雨で被害に遭われた方、そのご家族・関係者のみなさまに  
謹んでお見舞い申し上げます。

前回の「総会特別号」はお読み頂けたでしょうか？

とにかく早くお届けしたいと思い、拙速で7ページのニュースレターとなりました。  
読み返して、修正すべき点や、補足が必要と思われる部分がみつかりましたので  
第7号は「お詫びと補足」号にさせていただきます。

## ◆ 修正のお願い

- 「総会企画」の中の「日本語教員養成研修の届出について」文化庁文化部国語課の小松圭二日本語教育専門官から講演を頂いた後の質疑応答について、ニュースレター担当の理解不足で、大切な訂正がありますのでお伝えします。ニュースレターでは以下のように配信しました。

➤ 会場からは「今回受理された研修と同様の研修を修了した過去の卒業生については、適当と認められる研修を修了した者として扱う事はできるか？」という質問がありましたが、「現在認められる研修であっても、認められる前の修了生は、修了者として扱うことはできないので、告示校に勤務するためには、改めて420時間日本語教員養成研修を修了する、大学または大学院において日本語教育に関する教育課程を主専攻または副専攻し卒業する、あるいは日本語教育検定試験に合格する必要がある。」との回答でした。

- 記載した内容ですと、過去に受講された方がすべて、研修の再履修もしくは試験合格が必要であると読めてしまいます。しかし、小松専門官は当日も  
「平成29年4月以降に受講開始の方は」との限定をつけてお話しになっておられました。小松専門官からのお話の補足で、正しくは次の通りです。

「平成29年3月31日以前に受講を開始されて修了された方は旧基準の要件を満たす方として、同等の以上の能力がある方とみなし引き続き要件を満たす方として取り扱うこととなっております。」一方、既に届出が受理され、教員の要件を満たすとされる研修であっても、届出受理前であり、かつ、平成29年4月1日以降受講を開始・修了された方は、告示基準第1条第1項第13号ニの要件を満たしている者として扱うことはできないので、告示校に勤務するためには、改めて届出受理済みの420時間日本語教員養成研修を修了する、大学または大学院において日本語教育に関する教育課程を主専攻または副専攻を修了する、あるいは日本語教育検定試験に合格する必要がある。」

- 以上、小松専門官並びに教師の皆さんにお詫びして訂正させていただきます。

## ◆ 補足説明

- 「総会企画」の2つ目、  
「在留資格認定証明書交付申請における提出資料の見直しについて」  
法務省入国管理局在留課の杉本律子法務専門官にお話し頂きました。  
ニュースレターでは「除籍・退学者数 10 人」の経緯について次のように述べました。
  - 今年 2 月、除籍・退学者数が 10 人以上いる場合には提出書類を増やすよう  
通達があり、日本語教育機関の間に戸惑いが広がりました。3 月になり、教  
育機関からの意見を踏まえ「当初の入国目的であった日本語能力を身につけ  
たためにコースの途中で離脱したと認められる場合には、除籍・退学者数の  
10 人に含めない」こととなりました。
- この文章は、簡略にしすぎて解りにくいかも知れないと推測されるので若干補足します。

これは「進学などによる退学者をあらかじめ学校の判断で除いてから届出をするという  
意味ではありません。除籍・退学者に関する報告は今まで通り行う必要があります」。  
入管が集計した結果、除籍・退学者数が 10 人以上である場合には、その旨連絡が来ま  
すので、対象国の学生について、出入金明細書または預金通帳の写し（資金形成経緯を  
明らかにする書類）及び日本語能力に係る資料などを提出することになります。また、  
10 人以上であると連絡が来た場合であっても、日本語教育機関において確認した結果、  
本件措置の対象となる除籍・退学者数から除外することとしている以下を除いた後の除  
籍・退学者数が 10 人未満である場合については、所定の事項を入管へ報告してくださ  
い。入管が確認した結果 10 人未満と認められた日本語教育機関については、従来通り  
の提出資料をもって審査が行われます。

### 【除籍・退学者の数から除外することとしているもの】

- 本邦において、在留資格「留学」に該当する教育機関へ進学又は転学
  - 他の在留資格への変更が許可
  - 帰国した者のうち、入学時から大学等との単位互換制度によって受け入れられ、単  
位互換が認められた
  - 帰国した者のうち、在留資格認定証明書交付申請において卒業後の予定が「帰国」  
となっており、かつ、日本語教育機関において教育を受けた期間が在留資格認定証  
明書交付申請時の滞在予定期間の半分以上
- 繰り返しますが「当初の入国目的であった日本語能力を身につけたためにコースの途中  
で離脱したかどうかを認める」のは入国管理局ですので、進学者などを学校の判断で外  
さず、届出をなさってください。
- ◆ 以上、念のため、補足させて頂きました。

2017 年 7 月 10 日

全国専門学校日本語教育協会  
ニュースレター担当